

指定管理者の指定について（練馬区立石神井松の風文化公園）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井松の風文化公園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

練馬区体育協会・植文・五十嵐商会共同事業体

構成団体（代表） 公益社団法人 練馬区体育協会
（東京都練馬区谷原一丁目7番5号）

構成団体 株式会社 植文
（東京都練馬区北町七丁目9番19号）

構成団体 株式会社 五十嵐商会
（東京都練馬区三原台二丁目1番27号）

(2) 所在地

東京都練馬区谷原一丁目7番5号

(3) 代表者

公益社団法人 練馬区体育協会 代表理事 石川 正子

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成25年4月19日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

6月28日	平成25年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立石神井松の風文化公園条例案議決)
7月11日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項の審議)
8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始
8月9日	募集説明会(参加団体数17)
9月2日～6日	応募書類受付(応募団体数5)
9月9日	経営診断委託
9月23日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
9月27日	第4回指定管理者選定小委員会 (応募団体の評価、採点)
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該施設の設置目的および管理運営の要所について十分理解していることが認められること、堅実かつ具体的な提案をしていること、共同事業体を構成する3社ともに経営が安定していること、共同事業体として区民雇用を促進し、区内事業者の積極的な活用を目指していること等の理由により、練馬区体育協会・植文・五十嵐商会共同事業体が練馬区立石神井松の風文化公園を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。
(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

公益社団法人練馬区体育協会（以下「練馬区体育協会」という。）、株式会社植文（以下「植文」という。）および株式会社五十嵐商会（以下「五十嵐商会」という。）は、いずれも資金力、借入金返済能力、経営の安全性に優れており、共同事業体として優れた状況にある。

(2) 団体運営の透明性・公正性

指定期間開始前に個人情報保護規程、情報公開規程の制定を予定している。従事職員の監督および日々の個人情報の厳重な管理のため、総括責任者を情報管理責任者として配置する予定であり、個人情報保護についての意識の高さが認められる。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

共同事業体の代表団体である練馬区体育協会は、倫理行動規範を定め、法令等の遵守について従事職員等に周知・徹底を図るとしている。また、従事職員等が倫理行動規範について、十分な理解を得るために必要な研修についても行うとしている。

育児・介護休業については「育児・介護休業等に関する規程」を、パートタイマーの雇用については「パート職員就業規則」を既に整備している。

(4) 運営実績

練馬区体育協会は、平成18年4月から、練馬総合運動場における団体の利用調整業務および管理業務を受託しており、同種の区の施設を運営している。植文は、これまでも練馬区立小学校等、複数の区立施設での樹木管理および芝生管理の実績がある。五十嵐商会は、平成22年度に練馬区立石神井公園ふるさと文化館の清掃および建築衛生管理業務を受託している。現在は、練馬区立練馬文化センターおよび練馬区立大泉学園ホールの清掃業務、その他複数の公共施設において清掃業務および廃棄物処理業務等を受託している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

共同事業体の代表団体である練馬区体育協会は公益社団法人であるため、利益を追求することがなく、必要最小限の経費での運営が可能としている。植栽管理や施設管理については構成団体である植文と五十嵐商会が、専門業者としてのノウハウを生かし効率的な事業運営を行うこととしている。さらに、定期保守点検など特に専門性の高い業務については、再委託とすることにより事業の効率化を図るとしている。

(6) 受託への熱意・意欲

緑豊かな自然環境を生かし、子どもから高齢者まで、多くの人々の憩いの場となる公園運営を目指している。多目的広場および庭球場に関しては、練馬区スポーツ振興基本計画の基本理念に則った管理運営を図る考えを有している。

練馬区体育協会は、公益社団法人として本件指定管理で得た利益を法人内に留保することなく、公益目的事業を実施することにより、その利益を区民へ還元するとしている。

(7) 施設管理の安全性への配慮

従事者は、セクション別に作成したマニュアルに従って日々の業務点検を行い、総括責任者にその結果を報告する体制を取ることとしている。また、年2回避難訓練を行い、地震や火災等の災害に備えることとしている。

安全管理・危機管理については、練馬区体育協会において、自然災害や熱中症等についての対策を講じた危機管理マニュアルを作成済みである。「ねりま情報メール」等の防災気象情報、災害情報および避難情報を確認し、必要時には利用者に注意喚起を行い、有事の際には危機管理マニュアルをもとに避難誘導を行う考えである。

(8) 施設管理運営体制

練馬区体育協会は、平成18年度から練馬総合運動場における団体の利用調整業務および管理業務を受託してきた経験を生かし、利用者が安心して快適に利用できる施設の維持に努めるとしている。また、練馬区スポーツ振興基本計画の基本理念に則り、区民の誰もが気軽に「自然豊かで文化活動や運動に親しめる公園」として運営するとしており、当該施設の設置目的とともに、区の計画・方針を十分に理解している。

公園の自然環境については、アカマツ林の文化的景観を保全するとともに、年間を通して良好な自然環境の維持に努め区民の憩いの場としていく考えを示している。そのために、アカマツの保護措置として「マツノザイセンチュウ」の防除措置を行っていく。また、良好な芝の状態を維持するため、バーチカルカット、エアレーションおよび適切な施肥を行うことなど、具体的な提案がなされている。

練馬区立石神井公園ふるさと文化館指定管理者の行う事業を十分に理解し、事業開催時には来園者に適切な案内を行い、事業をホームページおよび掲示板で告知し、広報活動に協力する姿勢がある。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

施設内で発生した苦情およびトラブル等は、再発防止のためデータベースに蓄積し、共有化を図るとしている。蓄積した情報は、ミーティングおよび研修教材等に活用し、継続的な業務改善を図る姿勢を示している。人権への配慮において

は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」の基本理念に基づいて職員に対する研修と啓発活動を推進し、職員が人権に関して正しい知識を持つことで適切な運営および接遇を行うこととしている。

(10) 職員の育成

経験者であっても、新任時には十分な研修期間を設け、セクション別の業務研修を行うこととしている。施設管理開始後も、従事職員の能力向上のため、定期的な実務研修の実施を計画している。

(11) 団体の理念・姿勢

練馬区体育協会は、「練馬区における体育・スポーツの振興を目的とした事業を行い、区民の体力向上を図り、スポーツ精神を養い、もって区民の心身の健全な発展と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする」を理念とし、役員・職員が、その理念を理解したうえで、練馬区のスポーツ振興に大きく貢献してきている。植文は、創業以来培ってきた造園技術と経験を生かし、練馬の緑あふれる環境づくりに貢献していくという考えを有している。五十嵐商会は、「人々が安心して生活できる安全で快適な環境づくりに貢献する」との経営理念を持ち、この理念を練馬区立石神井松の風文化公園の施設管理に展開させていく姿勢である。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

共同事業体全体での区民雇用率100%を目標としている。また、屋外清掃を練馬区シルバー人材センターに再委託し、練馬区の高齢者雇用を促進するなど区内事業者の活用に積極的に取り組むとともに、物品の調達に関しても可能な限り区内事業者に依頼して区内調達率100%を目指すなど、区内事業者優先の考え方を有している。

(13) 区内事業者か否か

共同事業体構成団体は、全て区内事業者である。

6 問い合わせ先

区民生活事業本部 地域文化部 スポーツ振興課 管理係

電 話 03-5984-1372

F A X 03-5984-1221

指定管理者選定の審査結果(練馬区立石神井松の風文化公園)

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況(労働関係法令の遵守を含む。) (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種施設の運営実績 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	3点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	6点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6点
8 施設管理運営体制 (1) 既存の区立施設と同等以上のサービス水準の確保 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 石神井公園ふるさと文化館との連携	15点	12点
9 利用者への対応(接遇を含む。) (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	6点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進(非常勤・臨時職員を含む。) (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	15点	15点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	5点
合計	100点	76点